

(質問第四十四号) 昭和二十二年八月二十二日配付

戦災私学復興助成に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月二十一日

稲垣平太郎

大隈信幸

参議院議長 松平恒雄殿

戦災私学復興助成に関する質問主意書

文化國家建設に就きては教育施設の充実が必要なことであるが、就中、戦災私学の復興は焦眉の急を要する問題である。

今般戦災を蒙れる私立学校の財政を補助し、其の教育施設を復興充実せしむる爲め

一、右の目的のための寄附金は所得税の課税対象とせず、免税とする意向なき哉。

二、現在富籤の発行は國及び都道府縣に対してのみ認められて居るが、これを擴張して戦災私立学校復興のために許可する意向なき哉。

三、戦災私学へ軍建築物等の無償拂下に就ては、どの程度考慮せられている哉。

右に對し速かに書面により又は本会議において答弁せられたい。